

〈加入・退会手続き等について〉

1. 加入手続き

(1) 採用になったとき

公立学校共済組合青森支部へ「組合員資格取得届書」を提出する際、届書内の「青森県教職員互助会加入申込欄」に記名してください。

(2) 公立学校共済組合青森支部の組合員が加入を希望するとき

「組合員資格取得届書」内の「青森県教職員互助会加入申込欄」に記名してください。(添付書類は不要)

互助会で加入申込書を受理した日の属する月の初日から会員となります。

2. 被扶養者の範囲及び認定・取消手続き

(1) 互助会で認定している被扶養者の範囲は、共済組合等における被扶養者の認定範囲と同じです。

(2) 認定・取消の手続き

共済組合員以外の会員は、手続きが必要となりますので、被扶養者認定・取消報告書(用紙は互助会に請求してください。)を提出してください。

3. 退会手続き

(1) 退職・転出等により、互助会の会員資格を失ったとき

退会に係る手続きは不要です。

在会年数に応じた「退職慰労金」が自動給付となります。

(2) 死亡したとき

退会に係る手続きは不要です。

遺族が、共済組合に「埋葬料・同附加金請求書」を提出すると、互助会から「死亡弔慰金」が自動給付となります。

(3) 自己都合により退会するとき

「退会届」を提出してください。

なお、自己都合による退会は、「退職慰労金」の給付対象外となります。

4. 給付金の振込口座について

互助会の給付金は、給付金振込口座に振り込みます。

給付金振込口座は、公立学校共済組合青森支部へ「組合員資格取得届書」を提出した際に届出しています。

口座解約や改姓等により、届出済みの給付金振込口座を変更する場合は、「組合員等情報変更申告書」に通帳の写し等の確認書類を添付して公立学校共済組合青森支部へ提出してください。

なお、互助会の給付金送金日は、ホームページ内「互助会給付金送金日について」をご覧ください。